

別紙1

1 下関市営住宅の設置等に関する条例(平成17年条例第272号)に基づき設置された
公営住宅

名称	所在地
園田	本町二丁目
赤間	赤間町
宮田アパート	宮田町二丁目
清和園	幸町
貴船町	貴船町三丁目
山の口	山の口町
菁莪(1)	上田中町二丁目
上田中	上田中町八丁目
白雲台	上田中町七丁目 上田中町八丁目
向洋	向洋町二丁目
細江	細江町二丁目
日和山	丸山町三丁目
西の尾	後田町五丁目
宝	宝町
宝蔵寺	宝町
大学町	大学町四丁目
海老田	汐入町
上新地	上新地町一丁目
新地	新地町
茶山	長門町
竹崎	竹崎町三丁目
彦島迫	彦島迫町三丁目
彦島迫町里	彦島迫町里四丁目
彦島塩浜(1)	彦島塩浜町一丁目
彦島塩浜(2)	彦島塩浜町一丁目
彦島老の山	彦島本村町一丁目
彦島老町	彦島老町三丁目
長府松原	長府松原町
長府松原東	長府東侍町
長府八幡	長府八幡町
長府前八幡(1)	長府八幡町

長府前八幡（２）	長府八幡町
長府古城	長府古城町
長府中六波	長府中六波
清末上土井	清末西町二丁目 清末本町
清末時末	大字清末
小月	小月本町二丁目
小月宮の下	小月宮の町
勝山新秋根	秋根本町二丁目
勝山砂子多	秋根上町三丁目
新垢田	新垢田南町二丁目 新垢田南町三丁目 新垢田西町二丁目
豊	川中豊町七丁目
熊野西	熊野西町
新棕野	新棕野三丁目
松風荘	梶栗町二丁目 綾羅木新町二丁目
安岡新田	安岡町五丁目
安岡福江（１）	大字福江
安岡福江（２）	大字福江
田部東	菊川町大字田部
荒小田北	菊川町大字下岡枝
荒小田南	菊川町大字下岡枝
田部南	菊川町大字田部
檜崎	菊川町大字檜崎
岡田	菊川町大字檜崎
高熊	豊田町大字殿敷
殿敷	豊田町大字殿敷
殿敷第二	豊田町大字殿敷
山田	豊田町大字矢田
中村	豊田町大字中村
納涼	豊田町大字中村
飯塚	豊田町大字手洗
華山	豊田町大字手洗
石町	豊田町大字西長野
豊田西	豊田町大字浮石
大河内	豊田町大字大河内

黒井	豊浦町大字黒井
天神	豊浦町大字川棚
小目代	豊浦町大字川棚
湯町	豊浦町大字川棚
二の浜	豊浦町大字川棚
石堂	豊浦町大字小串
清風	豊浦町大字川棚 豊浦町大字小串
湯玉	豊浦町大字宇賀
二見	豊北町大字北宇賀
矢玉第一	豊北町大字矢玉
矢玉第二	豊北町大字矢玉
矢玉第三	豊北町大字矢玉
小瀬戸	豊北町大字阿川
五千原	豊北町大字田耕
滝部	豊北町大字滝部
旭ヶ丘	豊北町大字滝部
東の沖	豊北町大字滝部
掛地	豊北町大字北宇賀
汐入	豊北町大字粟野
特牛	豊北町大字神田
粟野	豊北町大字粟野

2 下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき設置された改良住宅

名称	所在地
白雲台改良	上田中町八丁目
宝町	宝町
竹崎改良	竹崎町二丁目 竹崎町三丁目 長崎町一丁目 長門町
長門改良	長門町
上条改良	上条町
西富改良	長崎町一丁目
春日改良	春日町
東神田改良	東神田町
中央改良	中央町
東大和改良	東大和町二丁目

長府八幡改良	長府八幡町
中六波小集落改良	長府中六波町

3 下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき設置された店舗

園田併設店舗	本町二丁目
貴船併設店舗	貴船町三丁目
竹崎（１）併設店舗	竹崎町三丁目
竹崎改良（２）併設店舗	竹崎町三丁目
竹崎改良（３）併設店舗	竹崎町三丁目
竹崎改良（４）併設店舗	竹崎町三丁目
上条改良併設店舗	上条町
春日改良（１２）併設店舗	春日町
春日改良（１１）併設店舗	春日町
東神田改良（１３）	東神田町
中央改良（５）併設店舗	中央町
中央改良（６）併設店舗	中央町

4 下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例（平成１７年条例第２７３号）に基づき設置された特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅の名称	所在地
白雲台	上田中町八丁目
檜崎ハイム	菊川町大字檜崎
檜崎ハイム	菊川町大字檜崎
殿敷第三	豊田町大字殿敷
殿敷第三	豊田町大字殿敷
殿敷第三	豊田町大字殿敷
殿敷ハイツ（家族者用）	豊田町大字殿敷
殿敷ハイツ（単身者用）	豊田町大字殿敷
滝部	豊北町大字滝部
滝部	豊北町大字滝部

5 下関市高齢者向け公共賃貸住宅の設置等に関する条例（平成１８年条例第２７号）に基づき設置された高齢者向け公共賃貸住宅

高齢者向け公共賃貸住宅の名称	所在地
矢田第二	豊田町大字矢田

備考

- 1 1の項の「汐入」のうち、後に記載されている「汐入」は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第45条第2項に基づき活用する公営住宅（みなし特定公共賃貸住宅）をいう。
- 2 4の項の「檜崎ハイム」のうち、先に記載されている「檜崎ハイム」は平成15年度に建設されたものを、後に記載されている「檜崎ハイム」は平成16年度に建設されたものをいう。
- 3 4の項の「殿敷第三」のうち、最初に記載されている「殿敷第三」は平成5年度に建設されたものを、次に記載されている「殿敷第三」は平成6年度に建設されたものを、最後に記載されている「殿敷第三」は平成7年度に建設されたものをいう。
- 4 4の項の「滝部」のうち、先に記載されている「滝部」は平成10年度に建設されたものを、後に記載されている「滝部」は平成12年度に建設されたものをいう。